

九州地方年金記録訂正審議会 第5回総会議事録

- 1 日時 平成31年4月22日(月) 15:58～16:31
- 2 場所 TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前(福岡市博多区博多駅前4丁目2番1号)

3 出席者

委員(敬称略、五十音順)

市川 武雄委員  
緒方 榮 委員  
尾畠 正明委員  
片野 明子委員  
草場 明子委員  
末松 宏 委員  
高橋 記代子委員  
玉城 辰彦委員  
当山 恵子委員  
富川 泰幸委員  
富山 敦 委員  
廣底 清美委員  
藤井 克巳委員  
古屋 勇一委員  
的野 千賀子委員

4 議題

1. 会長の選任について
2. 会長代行、部会長及び部会に属すべき委員の指名について
3. その他

【年金審査課長補佐】

皆様、本日はお忙しい中、九州地方年金記録訂正審議会第5回総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定例の時刻となりましたので、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第5回総会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の梅と申します。どうぞよろしく願います。議事に入るまでしばらく進行をさせていただきます。

まず初めに、九州地方年金記録訂正審議会委員の総数についてお話しいたします。

本年度においても、昨年同様、第1部会から第4部会で各4名の16名体制となりますことをご報告申し上げさせていただきます。

次に、今回、九州地方年金記録訂正審議会委員12名の方が再度任命されましたので、任命通知を交付いたします。本来であれば12名の皆様に直接お渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますことから、任命された委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせていただいております。内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1 九州地方年金記録訂正審議会委員名簿。資料2 会長の選任について。資料3 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について。資料4 平成30年度業務実績報告（九州厚生局）。資料4-1 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況（平成31年3月27日 年金局事業管理課年金記録審査室）。会議資料とは別に、ファイルに記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などをつづった資料集がございます。

資料等にご不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、再度任命されました委員の方もおられますので、九州地方年金記録訂正審議会の委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております資料1 委員名簿をごらんください。

再任の市川委員でございます。

#### 【市川委員】

市川でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【年金審査課長補佐】

再任の大城委員でございますが、本日は欠席でございます。

再任の緒方委員でございます。

**【緒方委員】**

緒方でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の尾島委員でございます。

**【尾島委員】**

尾島でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

片野委員でございます。

**【片野委員】**

片野でございます。

**【年金審査課長補佐】**

再任の草場委員でございます。

**【草場委員】**

草場でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の末松委員でございます。

**【末松委員】**

末松です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の高橋委員でございます。

**【高橋委員】**

高橋です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の玉城委員でございます。

**【玉城委員】**

玉城です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

当山委員でございます。

**【当山委員】**

当山でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

富川委員でございます。

**【富川委員】**

よろしくどうぞお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の富山委員でございます。

**【富山委員】**

富山です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の廣底委員でございます。

**【廣底委員】**

廣底でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

再任の藤井委員でございます。

**【藤井委員】**

藤井克巳です。どうぞよろしく申し上げます。

**【年金審査課長補佐】**

古屋委員でございます。

**【古屋委員】**

古屋です。よろしく申し上げます。

**【年金審査課長補佐】**

再任の的野委員でございます。

**【的野委員】**

的野です。よろしく申し上げます。

**【年金審査課長補佐】**

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の吉岡でございます。

**【九州厚生局長】**

吉岡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**【年金審査課長補佐】**

上席総務管理官の草野でございます。

**【上席総務管理官】**

草野です。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金管理官の伊沢でございます。

**【年金管理官】**

伊沢でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

年金審査課長の津崎でございます。

**【年金審査課長】**

津崎でございます。よろしくお願いいたします。

**【年金審査課長補佐】**

そして、先ほど申し上げましたけれども、私、梅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の吉岡よりご挨拶を申し上げます。

**【九州厚生局長】**

九州厚生局長の吉岡でございます。第5回の審議会総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、本日は大変お忙しい中、この審議会総会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。年金記録の訂正業務につきましては、ご案内のとおり、まず平成19年から総務省に設けられた年金記録確認第三者委員会で進められてきましたけれども、その後8年が経過する中で、総務省からそろそろ厚生労働省にこの仕事を返したいということで、平成27年度から地方厚生局で行うことになりまして、九州地方年金記録訂正審議会が設置されたわけであります。

少し思い出話をさせていただきますと、私は、かつて平成17年に社会保険庁に在籍して、そのときは社会保険庁を廃止して日本年金機構をつくるという仕事をいたしました。

た。そして、その後、第1次安倍内閣のときに総理官邸で働いたわけですが、そのときに、この第三者委員会を設置するということになりました。当時、厚生労働省への世間の批判が非常に強く、厚生労働省はだめだということで、私は総務省の行政評価局長に総務省につくってほしいということをお願いして実現したというような経緯でございました。

その後、また、どういうわけか社会保険庁で働くことになり、年金記録問題の担当管理官となりまして、年金定期便とか特別便の送付とか、台帳との突合作業とか、そういう一連の記録回復のための新たな対策に取り組んだという経緯がございました。そして、今、再び厚生局で年金記録の問題に出会っていることを非常に感慨深く思っているところでもございます。

平成27年度以降、委員の皆様には年金記録の訂正、不訂正の妥当性について、ちょうど合わせますと600件ものご審議をいただいていたところでもあります。発足当時と比べますと、請求件数は年々減少してはきておりますけれども、請求事案の内容は複雑・難解になってきている状況の中で、順調に業務が進められておるということは、これは委員の皆様方の公平・公正なご審議のおかげと心からの感謝をいたしているところでございます。

特に私が常々留意していることといたしましては、それぞれの請求案件について、その背景事情というものを理解して記録回復の糸口を何とか見つけ出せないかということを探ると同時に、請求者からの請求を契機としまして、例えば、当時同じ会社に勤めていたほかの人にも記録訂正の可能性がある場合には、年金機構などと連携をして、そうした方々に積極的にアプローチして記録訂正を支援していこうということを考えているわけでございます。

しかしながら、私どもだけではまだまだ見落としているような場合もあると思いますので、こうした観点からも委員の皆様方に引き続きお力添えをいただければというふうに考えております。

今回、4月10日付で委員16名中12名の方が再任されております。引き続きのご尽力・ご協力を心からお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。続きまして、事務局から本日の会議の成立についてご報告

いたします。

本日は、委員総数16名に対しまして、15名の委員の方にご出席いただいております。これは地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

最初の議題は、会長の選任についてということになります。

前藤井会長におかれましては、本年4月9日付で任期満了となっております。引き続き委員として就任いただきましたけれども、一旦会長職は解かれることとなっておりますので、今回、新たに会長を選任することとなります。

資料2をごらんください。地方年金記録訂正審議会の会長の選任については、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、審議会に、会長を置き、委員の互選により選任するとされております。この方に会長をお願いしてはどうでしょうかというような方がおられましたら、挙手の上、ご発言をお願いできればと思います。

緒方委員、お願いいたします。

#### 【緒方委員】

前藤井会長には、これまで私どもを取りまとめ、リードしていただきまして本当にありがとうございます。できれば、ぜひ引き続き会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。推薦いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 【年金審査課長補佐】

それでは、ご異議がないということで、藤井委員に会長をお願いしたいと思います。藤井委員、よろしくようお願いいたします。

恐れ入りますけれども、藤井委員については会長席にお移りいただいて、一言ご挨拶をお願いできればと存じます。

#### 【藤井会長】

会長に再任されまして、皆様方にまた2年間いろんな面で支え合いながらこの審議会の運営を円満に行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



**【年金審査課長補佐】**

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては藤井会長にお願いしたいと思いを  
よろしくお願ひいたします。

**【藤井会長】**

それではまず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて判断いたします。

審議会の運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と  
認めるときは公開とすることができる」とされております。

まず、本日の会議については、特段個人情報の保護や公開することによって本審議会の  
運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたした  
いと存じます。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を  
作成し、会議資料とあわせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の  
規定に基づき議事録を作成していただくよう、お願ひいたします。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに富山委員と尾島  
委員の2名を指名いたしますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と富山委員、  
尾島委員に送付の上、確認していただいて、署名をいただくようにお願ひいたします。  
富山委員、尾島委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の2番目ですが、本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部  
会長の指名に入りたいと存じます。

資料3を見ていただきたいと存じます。地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項に  
おいて、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する  
委員が、その職務を行う」とされております。また、第6条第2項において、「部会に  
属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当  
該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされております。

私のほうで、これから会長代行、部会長に属すべき委員及び部会長の指名を行います  
ので、事務局は資料を配付していただくようお願いいたします。

(資料配付)

**【藤井会長】**

それでは、私から会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。委員の

皆様は、ただいま配付いたしました資料3-1をごらんください。

まず、会長代行につきましては、引き続き古屋委員を指名いたします。古屋会長代行におかれましては、私に事故があったような場合、委員の改選期において会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いしたいと存じます。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会には、引き続き四つの部会を設置しております。

第1部会は、廣底委員、市川委員、的野委員と私の4名で構成し、部会長は私といたします。

第2部会は、古屋委員、末松委員、草場委員、緒方委員の4名で構成し、部会長には古屋委員を指名いたします。

第3部会は、富山委員、尾島委員、高橋委員、片野委員の4名で構成し、部会長には富山委員を指名いたします。

第4部会は、玉城委員、富川委員、当山委員、大城委員の4名で構成し、部会長には玉城委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。

今までどおり、地方審議会総会の開催は必要な都度、私が招集し、各部会の開催は各部会長が招集することとなります。委員におかれましては、ただいま指名いたしました部会長のもとで、九州厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から平成30年度の業務実績の報告があるということですので、ご説明をお願いいたします。

#### 【年金審査課長】

年金審査課の津崎でございます。

私のほうから平成30年度の事業実績報告をさせていただきます。お手元の資料の4と書いてあるものをごらんいただけますでしょうか。平成30年度業務実績報告（九州厚生局）と書いてあるものでございます。

まず、1ページ目をごらんください。

このページは、年金記録訂正の受付件数の推移を載せてございます。これは、厚生労働省本省が公表している全国版の件数と九州の件数の再掲を載せているものでございます。平成19年度に第三者委員会が立ち上げられまして、それ以降の推移を載せており

ます。ピンクの棒グラフが九州の件数となります。そして、ブルーの折れ線グラフが全国の件数となっておりましては、まだ統計作業が終わっておりませんので、31年2月末現在の数字となっているところでございます。

この表を見ていただきますと、平成21年度の6万374件をピークとして、年々と請求件数は減っているというような状況にございます。平成29年度と平成30年度を比較してみますと、全国の件数で見ますと、平成29年度が4,619件に対しまして平成30年度が3,071件ということで、前年の約66%の割合となっております。

九州で見ますと、平成29年度が492件、平成30年度が591件ということで、前年同比で見ますと120%と、九州は増えています。

この件数の中には、日本年金機構が処理を行っている件数も含まれている関係で、九州の件数が増えていることについては、賞与に関する一括請求の件数が多かったのがその要因ではないかというふうに考えられます。

続きまして、資料の2ページ目をごらんいただけますでしょうか。平成30年度の部会の開催状況について表にしたものでございます。部会については、一番右端の合計を見ていただきますと、年間45回の部会を開催しているところでございます。

議決件数につきましては、その表の上から3段目、91件の事案について議決していただいております。付議件数が97件ございましたが、継続審議となったものが6件ございましたので、事案の議決の件数としては91件となっております。その内訳としましては、訂正となったものが23件、不訂正となったものが68件でございます。訂正になったものの割合としましては、25.3%という状況でございます。今回の資料にはつけておりませんが、平成29年度の九州の部会におきます訂正と不訂正の割合に関しましては、昨年は訂正の割合は42.9%でございました。

次に、資料の3ページ目をごらんいただけますでしょうか。平成30年度における九州厚生局の受付・処理状況でございます。九州で受け付けた件数は、全部で574件でございます。その内訳としましては、国民年金が28件、厚生年金に関するものが542件、脱退手当金に関するものが4件となっております。見てわかるように、厚生年金に係る請求が9割を超えています。

これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、賞与に関する請求が多いため、どうしても厚生年金の請求件数の割合が多くなっています。

そしてまた、賞与に関しましては、毎年1回、本省におきまして社会保障審議会年金記録訂正分科会というものが12月に開催されたところでございますけれども、その分

科会におきまして、委員の方から「請求件数は減少している中で賞与に関する事案は依然としても高い状況にある。何らかの防止対策はないのか」というご質問が出たところでございます。それにつきまして、日本年金機構のほうより分析、対策を研究検討するというような発言があったところでございます。

その次、2の処理件数の段でございますけれども、この件数につきましては、訂正審議会でご審議いただいて答申を受けたものを、九州厚生局が決定した件数でございます。一番下の合計のところですが、全部で560件という形になってございまして、その各制度別ごとの訂正、不訂正の内訳を見ますと、国民年金は訂正0件、不訂正が22件、厚生年金保険で見ますと、訂正が21件、不訂正が34件、脱退手当金におきましては、訂正0件、不訂正が5件となっております。これを見てもわかるように、厚生年金が訂正の割合が高く、ほかの制度については訂正する件数が非常に少ないという状況にございまして、これもやはり賞与に関する請求が多いために、どうしてもそういった訂正に関する事案が多くなっています。

そしてまた、答申をいただいた後の事務処理に若干時間がかかる関係がございまして、審議会付議件数とこの表の処理件数には相違がございまして、審議会の答申後、速やかな事務手続に努めているところでございます。

また、もう一つの資料4-1をごらんいただけますでしょうか。この資料につきましては、年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況につきまして厚生労働省本省が公表している数字でございます。左側が31年2月単月の状況でございまして、右側の累計というのが平成27年3月から31年2月までの累積の状況でございます。

27年3月からの累積の分でございますが、表の真ん中あたりですけれども、訂正決定した件数が全国で3,972件、不訂正決定した件数が全国で3,861件ということでございまして、全国の累計で見ますと大体訂正の割合が5割をちょっと超えています。先ほど、九州における30年度の訂正の割合が25.3%とご報告いたしましたけれども、九州の27年3月からの累計で見ますと、訂正の割合が33.2%となっております。

3ページをごらんいただけますでしょうか。これにつきましては、平成27年3月から31年2月までの累計の各厚生局の状況を表にしたものでございます。

一番下の合計のところなんです、訂正決定件数の割合の多いところといたしましては、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局が非常に訂正決定の件数が多く、5割を超えているような状況にございます。

表の上から2番目に厚生年金保険の表がございますけれども、ここを見ていただきますと、厚生年金の訂正決定件数の多いのが、やはり関東信越、東海北陸、近畿でございます。厚生年金だけで見ると7割近い数字になってございます。これもやはり賞与の請求が多いために、そのように訂正率が高い割合を示していると考えられています。

そしてまた、資料にはつけておりませんが、昨年の総会で口頭意見陳述等実施要領の一部改正についてご審議いただき、了承をいただいたところでございます。

要領の口頭意見陳述、または説明聴取の実施の判断目安につきまして、「請求者による口頭意見陳述等は、原則として実施することとしているところである」と原則実施という文言が追加されたところでございます。ただし、会長は、事務局からの請求事案の調査過程や関連資料、周辺事情の説明を聞いた上で判断目安と照らし合わせて、口頭意見陳述等を実施しないことを判断できるというふうにしております。

これを受けまして、九州では平成29年度口頭意見陳述は0件でございましたけれども、30年度におきましては2件の口頭意見陳述を実施していただいているところでございます。引き続き、請求者の主張にも耳を傾けることにつきまして、よろしく願いをいたしたいと思っております。

説明は以上でございます。簡単ではございますが、終わらせていただきます。

#### 【藤井会長】

それでは、全体を通してご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。特にございませんか。

関東が多いというのは、法人が多いからですかね。

#### 【年金審査課長】

そうですね。以前は、各支店・支社ごとに適用があったんですけども、本社一括適用が進みまして、そういった関係で都市部が被保険者を多く抱えているというのが、そういった件数が多い原因じゃないかというふうに思っております。

#### 【藤井会長】

ほかはございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【藤井会長】**

それでは、特段これ以上の質問もございませんので、ここで打ち切らせていただきたいと思います。

それでは、一応議題としては以上で終了となります。

本日のことにつきまして、今後、いろんな審議の場面でご活用いただければというふうに存じております。事務局におかれましては、丁重な対応をお願いしたいと存じます。

それでは、事務局からの連絡事項があればお願いしたいと存じます。

**【年金審査課長補佐】**

それでは、事務局のほうから今後の審議会の予定等についてご説明をさせていただきます。

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長とご相談の上、日程調整をさせていただきますと思いますが、おおむね年に1回、4月ごろと見込んでおります。

また、各部会の開催につきましては、九州厚生局長からの諮問が付議された部会の部会長名にて所属委員の皆様と連絡をさせていただきまして、訂正請求の受付件数にもよりますけれども、おおむね月に一、二回程度の開催を予定しているところでございます。

手元でございます本日の資料でございますけれども、資料集のファイルに新たにとじますので、今回は資料についてはそこに置いたままお帰りいただきたいというふうに考えております。

なお、この後、トイレ休憩を挟みまして、各部会の委員の皆様と職員との打ち合わせを若干行いたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、休憩の後、今の座席のほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

事務局のほうからは以上でございます。

**【藤井会長】**

では、本日の会議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —